

学校法人昭和大学寄附行為

まえがき

学校法人昭和大学は、私立学校法（昭和24年12月15日法律第270号）による学校法人昭和医科大学がその組織を変更したものである。

この法人の前身は、昭和3年3月17日に上條秀介ほか1名により設立された財団法人昭和医学専門学校であるが昭和21年4月25日に大学設置のためこれを財団法人昭和医科大学と改称し、更に私立学校法の制定により学校法人昭和医科大学と称し、昭和39年3月18日薬学部を設置、これに伴い昭和大学と名称を変更、昭和52年1月10日歯学部、平成13年12月20日保健医療学部の設置がなされた。

この寄附行為は、かかる歴史をもつ学校法人昭和大学の根本規範であるから、われらはその定めるところを遵守し、また創立以来の伝統である至誠の精神を基調として旧套になじまず、時流に溺れず、将来の推移を明察し、常に私学の權威を保持しつつ、この法人の自主性を確保するとともに、その公共性を昂揚するように運用の万全を期さなければならない。

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人昭和大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区旗の台一丁目5番8号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 昭和大学
- | | |
|--------|-------------|
| 大学院 | 医学研究科 |
| | 薬学研究科 |
| | 歯学研究科 |
| | 保健医療学研究科 |
| 医学部 | 医学科 |
| 薬学部 | 薬学科 |
| 歯学部 | 歯学科 |
| 保健医療学部 | 看護学科 |
| | 理学療法学科 |
| | 作業療法学科 |
| | リハビリテーション学科 |
| | 理学療法学専攻 |
| | 作業療法学専攻 |
- 助産学専攻科

(2) 昭和大学医学部附属看護専門学校 看護専門課程

2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、平成20年文部科学省告示第141号の規定による収益事業のうち、次に掲げる事業を行う。

(1) 不動産業

(2) サービス業

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人の役員の定員は、次の通りとする。

(1) 理事 10名以上13名以内

(2) 監事 3名以上4名以内

(理事長)

第6条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の代表権の制限)

第7条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第8条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、他の理事が、理事会のあらかじめ定める順序に従い、理事長の職務を代理し又はその職務を行う。

(理事の選任)

第9条 理事は、次の各号に掲げる者とする。ただし、少なくとも2名は選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。再任される場合において、最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときは、再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。

(1) 昭和大学長

(2) この法人の職員である評議員のうちから評議員会において選任された者3名以上4名以内

(3) 学識経験者若しくはこの法人に功労のあった者のうちから、理事会が推薦し評議員会において選任された者3名以上4名以内

(4) この法人の設置する学校を卒業したもので年令25才以上の者のうちから理事会が推薦し評議員会において選任された者3名以上4名以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び兼職禁止)

第10条 監事は、この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

- 3 理事長は監事のうち、少なくとも1名は選任の際現にこの法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。再任される場合において、最初の選任の際現にこの法人の役員及び職員でなかったときは、再任の際現にこの法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 4 監事は、この法人の理事及び職員並びに評議員を兼ねてはならない。

(監事の職務)

第11条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第12条 役員(第9条第1項第1号の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ。)の任期は、4年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第13条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第14条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、出席理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき

- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条に掲げる事由に該当するに至ったとき
- (理事会)

第15条 この法人に、理事を以て組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、随時理事長が招集する。但し理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的たる事項を書面により通知しなければならない。
- 5 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 6 前第4項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会の議長は、理事長とする。
- 8 前第11条第2項及び前第5項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他、この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会成立の定足数及びその議決方法)

- 第17条 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 2 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 3 議長は、理事として議決に加わることができない。
 - 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 5 第1項の規定において、理事会に付議される事項につき書面を以て、あらかじめ意思を示した者は、出席とみなす。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上がこれに署名捺印しなければならない。

- い。議事録は、これを事務所に保管する。
- 2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3章 評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。評議員会は45名以上68名以内の評議員をもって組織する。

2 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから選任されるもの16名以上24名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業したもので年令25才以上のものうちから選任されるもの16名以上22名以内
- (3) 昭和大学長
- (4) 学部長・富士吉田教育部長及び附属病院長のうちから選任されるもの6名以上9名以内
- (5) 学識経験者のうちから選任されるもの5名以上7名以内
- (6) この法人に功労あるもの5名以内

(評議員の選任)

第20条 前条第2項第1号及び第2号に規定する評議員は、理事会に於いて選任する。

2 前条第2項第4号から第6号に規定する評議員は、理事会が推薦する候補者を、同条第2項第1号及び第3号の規定により選任された評議員の過半数の議決により選任する。

3 前条第2項第1号及び第3号並びに第4号に規定する評議員は、その地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第21条 評議員（第19条第2項第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。）の任期は4年とする。但し欠員を生じた場合の補充の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第22条 評議員が次の各号に該当するに至ったときは、評議員数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- (3) 死亡

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(議長)

第23条 評議員会に、議長及び副議長を置く。

2 評議員会の議長及び副議長は、それぞれ評議員の互選で定める。

3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を行う。

(評議員会の招集)

第24条 評議員会は、毎年3月及び5月、又は理事長が必要と認めたときに、理事長がこれを招集する。

2 評議員総数の3分の1以上の評議員から会議の付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、理事長がこれを招集しなければならない。

3 寄附行為第11条第1項第4号の規定により、監事から評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、理事長がこれを招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議の目的たる事項を書面により通知しなければならない。

5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

(評議員会成立の定足数及びその議決方法)

第25条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長は評議員として議決に加わることができない。

4 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 第1項の規定において、評議員会に付議される事項につき書面を以て、あらかじめ意思を示した者は、出席とみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び評議員会に出席した評議員で互選された議事録署名人2名以上がこれに署名捺印しなければならない。議事録は、これを事務所に保管する。

(諮問事項)

第27条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当)の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

(6) 寄附行為及び寄附行為施行細則の変更

(7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他理事会において特に必要と認めた事項

第28条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第4章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録のとおりとする。

(財産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金等として、理事長が保管する。

(会計の区分)

第33条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計及び附属の病院の経営に関する会計に分つ。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の運営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときにも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は5年ごとに理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算を以て定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金についても同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校法人会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿)を作成し、これについて監事の意見を求めるものとする。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

4 前第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類

(3) その他必要な書類及び帳簿

(役員報酬)

第39条 役員に対して、「役員報酬規程」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第40条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を理事会の議決によって免除することができる。

第5章 解 散

(解 散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能になった場合で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可或いは認定を受けなければ、その効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第6章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更するには、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法その他)

第45条 この法人の公告は、昭和大学の掲示場に掲出して行う。

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、定める。

第48条 この寄附行為に特別の規定のない事項は私立学校法の規定による。

附 則

1. この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成3年8月9日）から施行する。
2. この変更寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。
3. この変更寄附行為は、平成7年7月24日から施行する。
4. この変更寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。
5. この変更寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成13年2月14日）から施行する。
6. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。
7. この変更寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
8. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年5月30日）から施行する。
9. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月30日）から施行する。
10. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年1月20日）から施行する。
11. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年5月26日）から施行する。
12. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年11月30日）から施行する。
13. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成21年9月9日）から施行する。
14. この変更寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
15. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年8月24日）から施行する。
16. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年10月26日）から施行する。
17. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年8月29日）から施行する。
18. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年11月15日）から施行する。
19. 令和2年2月3日文部科学大臣認可のこの変更寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。
20. この変更寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和2年5月26日）から施行する。
21. この変更寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。